

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成23年1月24日

分任支出負担行為担当官
沖縄森林管理署長 佐藤 隆幸

1 工事概要

- (1) 工事名 繁多川公務員宿舎サッシ窓外修繕工事(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 沖縄県那覇市繁多川5-11-18 繁多川宿舎敷地内
- (3) 工事内容 サッシガラス(窓)交換工事 2棟 10部屋 86枚
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成23年3月25日まで
- (5) 本工事は、入札等を電子入札システムにより行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2 競争参加資格

- (1) 「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 九州森林管理局における建築工事に係るD等級以上の一般競争参加資格の認定を受けていること(「会社更生法」(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)
- (3) 「会社更生法」に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成7年度以降に元請けとして、次に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という)が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知 第4の3に規定する工事成績評定表の評定点合計(以下「評定点合計」という)が65点未満のものを除く。)
経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事 : 建面積60平方メートルを超える木造等の建築工事または、建面積60平方メートルを超える鉄筋コンクリート等の建築工事のいずれかの工事

(5) 次に掲げる基準を満たす「主任技術者又は監理技術者」(以下「主任(監理)技術者」という)を「建設業法」(昭和24年法律第100号)に基づき当該工事に配置できること。

技術士補、2級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士、2級建設機械施工管理技士又は林業技士(森林土木)以上の資格を有する者であること。

平成7年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づき指名停止を受けていないこと。

(7) 森林管理局長等が発注した工事で、過去2年の期間(平成20年4月1日から平成22年3月31日まで)に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。(入札説明書を参照のこと。)

(10) 「建設業法」に基づき本店又は支店若しくは営業所が、次に掲げる市町村に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、次に掲げる市町村に所在すること。

沖縄県内全の市町村

(11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け「19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 : 平成23年1月24日から平成23年2月4までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9時から17時までとする。

場所 :〒900 - 0033 沖縄県那覇市久米2 - 5 - 7 久米ビル5階

沖縄森林管理署 総務課

電話 098 - 868 - 8829

その他 電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、この場所に持参すること。

(3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒900 - 0033 沖縄県那覇市久米2 - 5 - 7 久米ビル5階

沖縄森林管理署 総務課

電話 098 - 868 - 8829

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

交付期間 :平成23年1月24日から平成23年2月10日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで(12時から13時までを除く。)とする。

場所 :〒900 - 0033 沖縄県那覇市久米2 - 5 - 7 久米ビル5階

沖縄森林管理署 総務課

電話 098 - 868 - 8829

図書類は閲覧によること。

配布資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を持参すること。なお、郵送等による提出は認めない。

電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年2月15日11時30分。

紙入札方式による入札の締め切りは、平成23年2月15日11時30分とし、沖縄森林管理署会議室において入札。

開札は、平成23年2月15日11時35分に、沖縄森林管理署会議室において行う。

紙入札方式による入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行沖縄支店(代理店))。ただし、次の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行沖縄支店(代理店))

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取 扱官庁 沖縄森林管理署）
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。
なお、当該工事費内訳書の提出のない者のした入札は無効とする。

(4) 林野庁退職者の雇用状況調査書の提出

入札改革に係る取組として、林野庁退職者の在籍する法人においては申請書の提出時に林野庁退職者の雇用状況調査書を提出すること。（入札説明書を参照のこと。）

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中から「予決決算及び会計令」第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(7) 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（corins）」等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を締結しないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定主任（監理）技術者の変更は認めない。

(8) 契約書作成の要否

作成を要する。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けてなければならない。

(11) 資料の内容のヒヤリング

原則として行わない。ただし、ヒヤリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(12)本案件は、入札及び資料の提出等を電子入札システムにより行うものであり 詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準」(平成16年7月 林野庁) による。